（貸金業調整官）

第二百三十二条の二　［略］

2　貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十一条第一号レからヰに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

7　［略］

［見出しを削る。］

8　第二百二十一条第一号に掲げる事務（同号カに掲げる者に係るものに限る。）のうち関東財務局長に限って委任される事務については、令附則第五条の規定に基づき、当分の間、関東財務局の管轄区域を全国とする。

（財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例）

9　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省告示第百二十五号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、及び国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第二項第一号の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件（平成十七年財務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年五月一日

財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者は、次の各号	1　国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者は、次の各号

（貸金業調整官）

第二百三十二条の二　［同上］

2　貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十一条第一号タからウに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

7　［同上］

（財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例）

8　削除

［見出しを加える。］

9　［同上］

に掲げる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）に該当する者のうち金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）若しくは銀行業を営む者であって、かつ、国債市場特別参加者の代理又は媒介により国債の金利スワップ取引を行うことをあらかじめ国との間で約する者とする。

［一～三　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第六百七十五号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六十二条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第五百四十二号（農業保険法第百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業保険法第百六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済　農機具一台につき三千万円	農業保険法第百六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済　農機具一台につき二千万円

附　則

この告示は、公布の日から施行する。